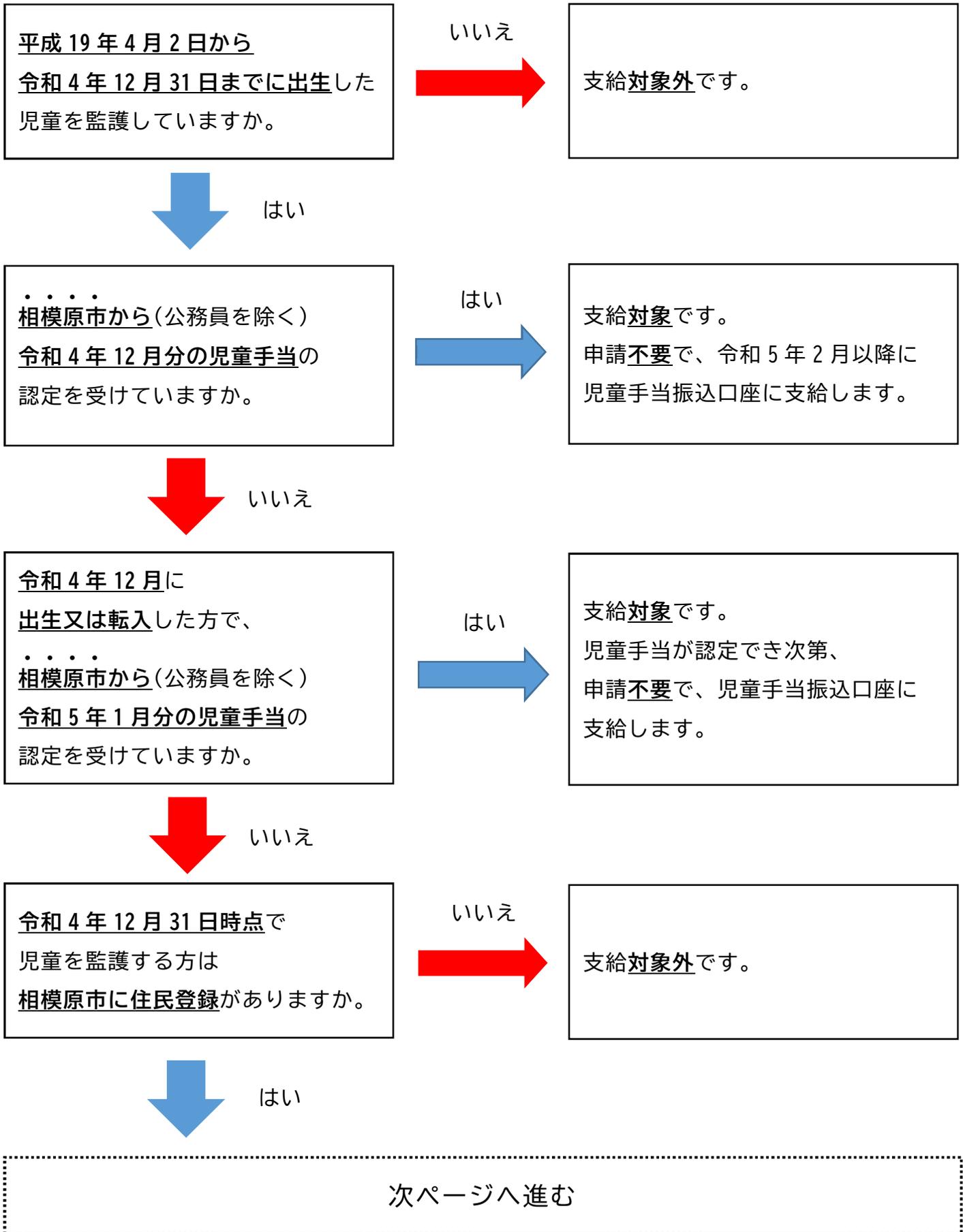


「相模原市子育て応援臨時特別給付金」
支給対象者確認用フローチャート



公務員の方で
勤務先から児童手当を受け取っていますか。

はい

申請が必要となります。
申請書兼請求書に必要事項を記載し、郵送でご提出ください。
※申請期限：令和5年2月28日



いいえ

所得制限等の理由で
相模原市から児童手当を受け取られていない方ですか。

(例)

- ・児童を主に監護する者の所得が児童手当の上限限度額以上
(公務員含む)
- ・児童を主に監護する者(児童手当受給者)が相模原市外に居住 等

はい

申請が必要となります。
申請書兼請求書に必要事項を記載し、郵送でご提出ください。
※申請期限：令和5年2月28日



いいえ

支給対象外です。

※ご疑問等がある場合は、子育て給付課手当給付班(☎042-769-8232)にお電話ください。

※補足

- 本給付金の支給要件に、所得制限は設けていません。
- 本給付金の支給は、対象児童に対して1回限りです。チャート上で支給対象であっても、すでに別の監護者が本給付金を受給している場合は、支給できません。
- 対象児童については、日本国内に住所がある又は国外に留学している者となります。
(留学の場合は所定の条件を満たした場合のみ対象となります。)
- 児童手当は、申請した月の翌月分から支給対象になります。
- 相模原市における児童手当の状況について確認されたい方は、子育て給付課手当給付班(☎042-769-8232)にお電話ください。
- DV等で市に避難中の方などは、令和4年12月28日(水)までに子育て給付課手当給付班(☎042-769-8232)へご相談ください。